



# 三重県公報

令和4年11月15日 (火)

第 363 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
740	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
741	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	2
742	特定第1号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	2
743	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
744	同件	(同)	3
<b>選 管 告 示</b>			
70	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	3
71	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	4
72	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動及び指定の届出	(同)	4
73	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	4
<b>海 調 委 告 示</b>			
7	三重海区におけるうみがめ等の採捕についての指示	(海区漁業調整委員会)	5
8	三重海区におけるくろまぐろ養殖業についての指示	(同)	6
<b>公 告</b>			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	家畜人工授精師免許証の交付	(畜産課)	8
	換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	8
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	9
	同件	(同)	9
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	9
	同件	(同)	10
	同件	(同)	10
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	10

**告 示**

**三重県告示第 740 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	大湊薬局	伊勢市大湊町 812-3		薬局	令和 4 年 10 月 1 日
薬局	つげ薬局	伊賀市下柘植字寺之後 1014-6		薬局	令和 4 年 11 月 1 日
薬局	フラワー薬局桑名北別 所店	桑名市北別所字福地 416 番地 1		薬局	令和 4 年 11 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション あやめ松阪	松阪市高町 465-5 高町テ ナント B 棟		訪問看護	令和 4 年 11 月 1 日

**三重県告示第 741 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称又は所在地の変更の届出がありました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称又は所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
薬局	なかよし調剤薬 局 阿山店	なかよし調剤 薬局 阿山店	アイン薬局 阿 山店		薬局	令和 4 年 10 月 2 日
		伊賀市馬場 1122 番地の 2	伊賀市馬場 1128 番地			
訪問看護	訪問ナース・リ ハビリステーション あゆみの	名張市東町 1697 番地	名張市東町 1697 番地 1		訪問看護	令和 4 年 9 月 1 日

**三重県告示第 742 号**

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 1 項の規定による特定第 1 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

加入区の名称	区 域
あわび 阿曾浦加入区	三重共第 115 号、三重共第 117 号及び三重共第 118 号共同漁 業権漁場の区域

**三重県告示第 743 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
桑名サンシパーク（Bゾーン）

桑名市大字大仲新田字屋敷 152 番地ほか 53 筆

- 2 桑名市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和4年11月15日から同年12月15日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第 744 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により多気町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
多気クリスタルタウンショッピングセンター  
多気郡多気町大字仁田 725-2 ほか 122 筆
- 2 多気町から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 11 月 15 日から同年 12 月 15 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示第 70 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	宇田まさゆき後援会	辻 秀 之	奥 山 直 哉	多気郡明和町大字斎宮 3036-1	令和 4 年 10 月 4 日	
	太田哲生後援会	太 田 哲 生	太 田 哲 生	北牟婁郡紀北町相賀 296	令和 4 年 9 月 12 日	
	ながの元康を応援する会	永 野 元 康	鬮 目 憲 史	桑名市本町 43	令和 4 年 9 月 8 日	
	三浦ひでのり後援会	竹 内 久 幸	加 藤 清 助	四日市市西坂部町 2849-2	令和 4 年 8 月 31 日	
	村上さとのり後援会	小 倉 俊 明	樋 口 耕 一	四日市市垂坂町 397-1	令和 4 年 8 月 31 日	
	山内おさむ後援会	中 瀬 秀 男	中 瀬 秀 男	多気郡明和町大字斎宮 3841-26	令和 4 年 9 月 21 日	

届出事項の異動	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
	山本章後援会	山本章	濱口竜也	多気郡明和町大淀 17-3		令和4年 9月28日	
	参政党三重支部	杉本奈央	代表者	杉本奈央	菊池慶祐	令和4年 7月10日	政党
			政治団体の区分	政党の支部	その他の政治団体の支部		
	自由民主党鳥羽市支部	野村保夫	会計責任者	杉原新一	松島靖民	令和4年 8月30日	政党
	自由民主党三重県参議院選挙区第二支部	山本佐知子	主たる事務所の所在地	桑名市東汰上 1075-9	桑名市大福 426-3	令和4年 10月1日	政党
	自由民主党三重県ときわ会支部	糸内武	会計責任者	家木晃	住田博幸	令和4年 9月1日	政党
	自由民主党三重県友支部	瀧川武司	会計責任者	内田剛資	福本克也	令和4年 7月1日	政党
	津地区医師連盟	渡部泰和	代表者	渡部泰和	浦和健人	令和4年 6月26日	

**三重県選挙管理委員会告示第 71 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
山内おさむ後援会	間宮一彦	令和 4 年 9 月 15 日	

**三重県選挙管理委員会告示第 72 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
永野元康	市議会議員	ながの元康を応援する会	桑名市本町 43	令和 4 年 9 月 8 日
山本章	町議会議員	山本章後援会	多気郡明和町大淀 17-3	令和 4 年 9 月 28 日

**三重県選挙管理委員会告示第 73 号**

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
病院		病院	
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>津市一色町215番地1</u>	特定医療法人暁純会武内病院	<u>津市北丸之内82番地</u>	特定医療法人暁純会武内病院
(略)	(略)	(略)	(略)
北牟婁郡紀北町上里225番地の8	医療法人慈心会第一病院	北牟婁郡紀北町上里225番地の8	医療法人慈心会第一病院
<u>北牟婁郡紀北町上里225番地8</u>	<u>第一病院介護医療院</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)
老人ホーム		老人ホーム	
(略)	(略)	(略)	(略)
名張市夏見 721-1	ハーモニーハウス名張	名張市夏見 721-1	ハーモニーハウス名張
<u>名張市夏見 2639 番地</u>	<u>住宅型有料老人ホーム結明の丘</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

**海 調 委 告 示**

**三重海区漁業調整委員会告示第 7 号**

三重海区におけるうみがめ等（うみがめ科 3 種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）及びその卵をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 4 年 11 月 15 日

三重海区漁業調整委員会会長 浅 井 利 一

1 採捕の制限

三重海区においては、うみがめ等の採捕をしてはなりません。ただし、2 に掲げる者が採捕する場合であつて三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

2 承認の対象

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者としします。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者

3 承認の条件

委員会は、承認をするに当たり次の条件を付けるものとします。

- (1) 承認を受けた者は、採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の譲渡又は販売をしてはなりません。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

4 承認証の携帯

承認を受けた者は、うみがめ等を採捕しようとする場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければなりません。

- 5 報告書の提出  
承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後 1 月以内に委員会に報告しなければなりません。
- 6 承認の取消し  
委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがあります。
- 7 取扱要領  
この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。
- 8 意図しない捕獲等によるうみがめ等の所持又は販売の禁止  
承認を受けないで採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の所持又は販売をしてはなりません。
- 9 適用除外  
市町独自のうみがめ等の保護条例を制定している場合は、その内容の範囲で、当委員会指示の適用を除外します。
- 10 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、令和 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとします。

**三重海区漁業調整委員会告示第 8 号**

くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる 1 年当たりの天然種苗の活込尾数について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 4 年 11 月 15 日

三重海区漁業調整委員会会長 浅井 利一

- 1 天然種苗の活込尾数の制限  
次の表の左欄に掲げる区画漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の活込みをする数量の合計は、右欄に掲げる活込尾数を超えてはなりません。

区画漁業権	活込尾数
三重区第 1501 号	16 千尾
三重区第 1502 号 (漁場区域 2)	8 千尾
三重区第 1503 号	30 千尾

- 2 天然種苗の活込みをした数量の報告  
1 の表に掲げる区画漁業権を行使する者は、次の表の左欄各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる集計の日ごとに当該日が属する月、旬又は当該日における天然種苗の活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、同表の右欄に掲げる報告の期限までに三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）に報告しなければなりません。ただし、1 年当たりの活込みをした数量の合計が 1 に掲げる活込尾数の 8 割の数量に到達したときは、当該到達の日から当該到達の日が属する年の末日までの間、それぞれ天然種苗の活込みをした日ごとに当該日における活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、当該日から 3 日以内に委員会に報告しなければなりません。

期間の区分	集計の日	報告の期限
(1) 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間	月の末日	7 月 10 日まで
(2) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間	旬の末日	当該旬が属する月の翌月の 10 日まで
(3) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間	活込みをした日	当該日から 3 日以内

- 3 取扱要領  
この指示で定めるもののほか、活込みをした数量の報告及び確認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。
- 4 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、令和 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとします。

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
伊勢市
  - 2 調査を行った期間  
平成 27 年 12 月から平成 30 年 1 月まで
  - 3 成果の名称  
伊勢市（有滝 1）の地籍図及び地籍簿
  - 4 調査を行った地域  
伊勢市有滝町地内
  - 5 認証年月日  
令和 4 年 10 月 31 日
- 

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
伊勢市
  - 2 調査を行った期間  
平成 27 年 12 月から平成 30 年 2 月まで
  - 3 成果の名称  
伊勢市（宮町）の地籍図及び地籍簿
  - 4 調査を行った地域  
伊勢市宮町地内他
  - 5 認証年月日  
令和 4 年 10 月 31 日
- 

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
亀山市
  - 2 調査を行った期間  
令和元年 7 月から令和 3 年 3 月まで
  - 3 成果の名称  
亀山市（北裏①地区）の地籍図及び地籍簿
  - 4 調査を行った地域  
亀山市大字関町木崎地内
  - 5 認証年月日  
令和 4 年 10 月 31 日
- 

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称

多気町

- 2 調査を行った期間  
平成 22 年 9 月から平成 30 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
多気町（下出江 1 地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
多気町下出江地内
- 5 認証年月日  
令和 4 年 10 月 31 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
南伊勢町
- 2 調査を行った期間  
令和 3 年 5 月から令和 4 年 1 月まで
- 3 成果の名称  
南伊勢町（大字船越の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
南伊勢町大字船越地内
- 5 認証年月日  
令和 4 年 10 月 31 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
紀北町
- 2 調査を行った期間  
平成 21 年 8 月から令和 3 年 11 月まで
- 3 成果の名称  
紀北町（相賀 6 地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
紀北町相賀地内
- 5 認証年月日  
令和 4 年 10 月 31 日

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

氏名	免許番号	免許年月日	備考
加藤 貴臣	967	令和 4 年 9 月 30 日	牛

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、県営農地集積加速化基盤整備事業（高度水利機能確保基盤整備事業）朝見上地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。



なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 4 年 11 月 16 日から同年 12 月 14 日まで
- 3 縦覧の場所  
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 4 年 11 月 2 日から同年 12 月 16 日まで
- 3 作業地域  
四日市市大字六呂見

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2 作業期間  
令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 4 月 26 日まで
- 3 作業地域  
鈴鹿市野辺町、同市竹野町、同市甲斐町、同市弓削町、同市岡田町、同市平田町、同市庄野町、同市加佐登町、同市津賀町、同市汲川原町、同市中富田町、同市西富田町、亀山市田村町、同市川崎町、同市太森町及び同市辺法寺町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 8 月 18 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
桑名市多度町古野

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 5 月 31 日に終了した旨、三重県四日市農林事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
三重郡菰野町大字田口

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 6 月 10 日に終了した旨、三重県四日市農林事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
三重郡菰野町大字田口

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 11 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 10 月 28 日	多気郡明和町大字明星字黒土 1580	伊勢市浦口 4 丁目 1-11 株式会社山野建設 代表取締役 山 野 浩

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---